

公立大学法人秋田公立美術大学職員の再雇用に関する規程

平成25年4月1日

規程第42号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号。以下「就業規則」という。）第20条の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の再雇用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者等の再雇用)

第2条 法人は、就業規則第18条第2号の規定により退職した者又は同条に規定する日以前に退職した者のうち再雇用を希望する者について、次に掲げる場合を除き、1年を超えない範囲内で任期を定め、再雇用することができる。

(1) 就業規則第18条第6号の規定により退職した場合

(2) 就業規則第22条第1項各号（第4号を除く。）又は同条第2項各号の規定により解雇の処分を受けて退職した場合

(任期の更新)

第3条 前条の任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

2 前項の規定による任期の更新は、職員の当該任期の更新の直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

3 理事長は、再雇用の任期の更新を行う場合は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 第2条の規定による再雇用又は前条の規定による再雇用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者の年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月26日規程第19号）

この規程は、平成27年6月26日から施行する。